

○白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱

平成31年3月26日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による危険コンクリートブロック塀等の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、自己が所有又は管理する危険コンクリートブロック塀等の一部又は全部を除却した者に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック、石材等を用いて築造された塀及び門柱（これらの下部に設置された基礎及び擁壁を含む。）で、一般の交通に供されている道路（以下「道路」という。）に面するものをいう。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち、道路からの高さが概ね1.2メートルを超えかつ道路境界線までの水平距離以上のもので、第7条第1項に規定する事前相談の結果、危険と判定されたものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3章の規定に適合しているものに限る。

(補助対象工事)

第3条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、土地又は建物の売買を目的とする行為に付随して行うものを除く。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等を全て除却するもの
- (2) 危険コンクリートブロック塀等の一部を除却し、道路からの高さを概ね0.6メートル以下とするもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等を所有し、又は管理している個人であること。
- (2) 市町村税（特別区税を含む。）を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は第3条各号に規定する

補助対象工事に要する経費の合計額とする。ただし、危険コンクリートブロック塀等の長さ1メートル当たり2万円を限度とし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費
- (2) 過去に市から受けた補助金の補助対象事業と同一箇所に係る工事の経費
- (3) 市の他の制度による補助金等を受けている工事に係る経費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第8条第1項に規定する交付の申請を行う前に、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金事前相談書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) コンクリートブロック塀等の全体及び危険箇所等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による相談書の提出があったときは、現地調査を行い、危険コンクリートブロック塀等に該当するかどうか判定し、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金事前相談結果通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和8年告示29号〕)

(交付の申請)

第8条 申請者は、前条第2項の規定による通知後、補助対象工事に係る契約を締結する前に、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 市町村税（特別区税を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証するもの）の写し
- (2) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (3) 危険コンクリートブロック塀等の存する土地の登記事項証明書その他申請者が危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者であることを明らかにする書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の11月末日までに行わなければならない。

(一部改正〔令和8年告示29号〕)

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和8年告示29号〕)

(申請内容の変更又は中止)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたとき又は補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金変更（中止）申請書（別記第5号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認通知書（別記第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る契約書の写し

(2) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し

(3) 補助対象工事の箇所ごとの、工事中及び工事完了後の状況を明らかにする写真（撮影場所を示した図面等を含む。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、補助対象工事の完了日から30日以内又は第9条に規定する通知があった日の属する年度の12月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適当

と認めたときは、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付確定通知書（別記第 8 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 13 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない

2 前項に規定する請求書は、前条の規定による通知のあった日の属する年度の 2 月末日までに提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第 10 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金返還命令書（別記第 11 号様式）により行うものとする。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改正〔令和 3 年告示 21 号〕）

附 則（令和 3 年告示第 21 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 55 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和８年告示第２９号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別 記
第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金事前相談書

年 月 日

（宛先）白井市長

住所
氏名
電話番号

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、
関係書類を添えて提出します。

記

コンクリート ブロック塀等の概要	所在地	白井市
	築造年月日	年 月 日（頃）
	種類	☐ 補強コンクリートブロック造の塀 ☐ 組積造の塀 ☐ その他の塀（ ）
	長さ	約 センチメートル
	道路からの 高さ	約 センチメートル
予定工事の概要	☐ 全部を撤去 ☐ 一部を撤去（撤去後の高さ 約 センチメートル） ☐ その他（ ）	
添付書類	(1) 案内図 (2) コンクリートブロック塀等の全体及び危険箇所等の写真 (3) その他市長が必要と認める書類	

第2号様式（第7条第2項関係）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金事前相談結果通知書

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

年 月 日付けで提出のあった白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金事前相談書については、下記のとおり決定したので、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 危険コンクリートブロック塀等に 該当 ・ 非該当

2 コンクリートブロック塀等の概要

（1）所有者又は管理者

（2）所在地

（3）種類

（4）長さ 約 センチメートル

（5）道路からの高さ 約 センチメートル

第3号様式 (第8条関係)

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住所
氏名
電話番号

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金の交付を受けたいので、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

危険コンクリート ブロック塀等の概要	所在地	白井市
	種類	☐ 補強コンクリートブロック造の塀 ☐ 組積造の塀 ☐ その他の塀（ ）
	長さ	約 センチメートル（ア）
補助対象工事の 概要	☐ 全部を撤去 ☐ 一部を撤去（撤去後の高さ 約 センチメートル） ☐ その他（ ）	
補助対象経費	補助対象工事費	円（イ）
	（ア）×２万円／１００	円（ウ）
	（イ）又は（ウ）の額のうち いずれか少ない方の額	円（エ）
補助金額	（エ）×１／２ （千円未満切り捨て）	円
添付書類	（１）市町村税（特別区税を含む。）の納税証明書（滞納がないことを 証するもの）の写し （２）補助対象事業に係る見積書の写し （３）危険コンクリートブロック塀の存する土地の登記事項証明書その 他申請者が危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者であ ることを明らかにする書類 （４）その他市長が必要と認める書類	

第4号様式（第9条関係）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

年 月 日付けで申請のあった白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金については、下記のとおり決定したので、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 交 付 ・ 不交付
- 2 交付決定金額 円
- 3 不交付の理由

備考

- 1 補助対象工事が完了したときは、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書を速やかに作成し、市長に報告すること。
- 2 申請内容を変更しようとするとき又は補助対象工事を中止しようとするときは速やかに申請すること。
- 3 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。
 - （1）この要綱の規定に違反したとき。
 - （2）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
 - （3）その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

第5号様式（第10条第1項関係）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金について、下記のとおり申請の内容を変更（中止）したいので、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

変更・中止の理由	
変更の概要	

第 6 号様式（第 1 0 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金の変更（中止）については、下記のとおり承認したので、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 変更・中止の理由
- 2 変更の概要

第7号様式（第11条第1項関係）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）白井市長

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金に係る工事が完了したので、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

補助金の交付決定額	円
補助対象工事に要した費用	円
補助対象工事の実施期間	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
添付書類	（1）補助対象工事に係る契約書の写し （2）補助対象工事に要した費用の領収書の写し （3）補助対象工事の箇所ごとの工事中及び工事完了後の状況を明らかにする写真（撮影場所を示した図面等を含む。） （4）その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した白井市危険コンクリートブロック塀等
対策事業補助金については、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 1
2 条の規定により、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第9号様式（第13条第1項関係）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金について、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金

円也

振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店							
口座の種類・番号	1 普通 ・ 2 当座								
フリガナ 口座名義									

第 1 0 号様式（第 1 4 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した白井市危険コンクリートブロック塀等
対策事業補助金については、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 1
4 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消理由 | |

第 1 1 号様式（第 1 5 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した白井市危険コンクリートブロック塀等
対策事業補助金について、白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 1 5
条第 2 項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 既に交付した補助金額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法

別記第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 2 号様式（第 7 条第 2 項関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 5 号様式（第 1 0 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 6 号様式（第 1 0 条第 2 項関係）

第 7 号様式（第 1 1 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

第 9 号様式（第 1 3 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 1 0 号様式（第 1 4 条第 2 項関係）

第 1 1 号様式（第 1 5 条第 2 項関係）